



その点につきましては短期で破産法が解けたことは片や非常に
おめでたいように思えますが、私は一つ一つ申しあげることはさ
しひかえまして、いろいろ点で非常に破産の環境があつたの
ほほろろか、その破産の環境と云うのはこの破産法がわかつた
時には破産が非常に下落と情憤激をもつたやうに思ひつた
がある福生ゆでござります。やういふ問題があつた中で石川
局長が就任されて非常に短期間にこの破産法を解けた
と云うことは、一オマは非常に功讀のやうに思えますが、まだ
一オマは古い傷が多々残っております。この古い傷をほそり
かたがつてゐるのかどうかといひますと、私にいわせれば
まだかたがつてゐないといひたいんです。やういふ中で破産法
が解けたと云うこと、この破産法が解けた点に對して一つく
例をあげて申しせんが、やういふ破産の大きな環境におい
て、まだ局長のある意味では良い手腕であつたかも知れま
せんが、ある意味では局長の非常な欠点があつた破産法が
解けたゆけでござります。やういふ中で局長と云うてもやう



あすくみは困るといふことが、わが一点の實向でござります。それでは今後取組法があけて今後、先程の施政方針もございます。下が、その施政方針の中が非常にスムーズにいくやうな感じに受け取ります。但し、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百。

と云うわけでございます。そういふ点が一番私の心配となるところでござります。どうかこれがスムーズにいくやうな感じがほしいかと願っております。いろいろ問題が残っております。その辺の所長の職務が示さないといいることが、又断法ありの方之をめぐりてでございます。それも下に法的には法律とかそういうものを解決するものではなくして、私にいかにすれば二十四人の議員の力を借りなければならぬという問題が多々あると思っております。私はいろいろな問題を抽象的であつたのでありますが、よく腹をもめていただきたといふ、そういう点で、この断法が解けずとも、新聞にも出たりうちに三千五百人の果字が出たとはいふやうなことで

す。このために大変飛行機も夜、昼下しに飛ぶ下すあり、
前に爆音問題につれてご質問申しあり、局長の答弁で満足し
ておりますけれども、今度子下新しい飛行機がくるやうな
ご質問です。やういふ点の問題と、いかに福生所が横田基地とい
うものをおかかえて、聞くところにより子下と三分の一が横田基地
にやうなご質問です。やういふ大きな問題をかかえた福生所は
一体どうして下りいひかといふことを私は考へた時には子下オース
トラリア横田基地の拡大とか、世界戦争、手あ世界戦争にはな
らなかりかお知りませんが、今は局部的な戦争でござります
けれども、先程局長の施政方針演説の中がやういふ問題にまづ
巻き込まれたい、ござるだけやういふことは避けて下下さ
い。私達も戦争とかやういふ問題は皆さんご承知のとおりやう
いふ下りいひからござるだけ避けてもらいたいといふことと、横田
基地に好する局長の见解を聞きたい。それなり今後横田基地
より飛ぶ下つ飛行機が新しく来るといふ大変これが子下爆
音が激しいのを幸にして強固う、それなり瑞穂あ下りの

爆音と違ふ福生所は少々横平にふるかり音が少いといふ
ことですが実際に一番横田基地に近い住民は非常に迷惑を受
けております。やういふ迷惑に好く一体局長はやういふ考へ
を考へるのか、福生所はどうか下りいひか、それなり教育問
題に好しても非常に風紀上も長くたいところなご質問です。
やういふ問題も私達は考へなければならぬ、それなり交通
問題に好しても大体横田基地の駐留する兵隊が二十五%の
事故があるといふ問題もひつくるめて、私下りがやういふ問題に
好する時には相当な注意と手帳が必要だと考へております。
下下かしい問題であるといふことは私もよく理解しておりますが
やういふ問題に好しての局長の见解はどうかあるかといふこと
をお聞きし、今後福生所に好して諸々の問題をひか之下め
が福生所に好してどうか局長のご健闘をお祈りいたし子下
私の一般質問を終ります。

局長（石川常太郎君） 二分半申しあげます。子下財法あり
の腹が子下につけて、私の立場かりいたし子下と何んともあり

かたいお言葉でございます。そして正にそのとおりであります。先程も申しあげましたように私としましては、地盤法下そのままの足持で今後を参り下りと思っております。すべての夜政におきましては、ことに議員各位のご協力を一段といた下さりまして、地盤足が十分に真の発展にもそ参り下りと思っております。足持はあくまでも地盤法時の足持で参り下りと思っております。足持熊川、武蔵野の開発でございます。昭島市の堀向うが阻害してあります。うらほらに現在福生所といたしましては一番建築の率が多いのでございます。道路に手も入れてございせん。で申し訳りないと思っております。二指橋の西部鉄道も来春三月、遅くも四月には開通のはこい下そうでございます。所といたしましては、少くとも補助道一号の整備を、本年度は不可能でございますが、四十三年度におき行いたいと思っております。なお、西部鉄道の駅舎がございましてのは、昭島分だそうでございますが、まだ日光橋との距離があまりに近すぎるのですけれども、橋が一つ必要であると思っております。



この点につきましては、都の水道局と十分話し合いをいたしまして、駅前から橋を渡れるようにしたいと、これにつきましては努力を重ねて参り下りと思っております。新しい橋を架けまして、補助道一号線を整備して、それにつなげるようにしたいと思っております。それから、下水道管の施設もいたしております。横田基地の問題でございます。お同様にあげまして、どうにもこの所ばかりに運動をいたしまして、もうひとつ蠅螂の斧でございます。風紀の問題、青果の問題、交通の問題、この三つは爆音以外に防犯施設に参りまして、いつまでも参りあげておるところでございます。いかにいたしまして、他の力では基地の移動というところは不可能という観点に立ちますと、どうしてもそればかりで済むというところに陥るを得ないわけでございます。誠に情けない話でございますが、公債を少しでも余計にいた下さり、いふんわり下りというつもりであるわけでございます。F4Cにつきましては、先般基地をらびに防犯施設に参りまして、肉の下して参りまして、まだ現状はさておきません。何回か燃料補



給のためにおりましたことがあるやうでございます。十月半にくるか
いふかといふことはまだ未定ですがござります。いづれはF
といふ全標代るやうでございます。F4には艦載機として造るに
ものですがござります。横田基地指令官の申し示でございますが
いさゝやうでございます。横座でございます。音の種類が下
いふと違ふやうでございます。現実には音を聞いただけはござい
ませんので今とやかく申すべき段階ではないと存じます。が、
一音の現状よりも大きい事態になりまして下時には先程申しあ
げましたやうにその代償といふことにならうかと考へております。
簡単には答分まで申し訳れござります。せんが以上で答分といひ下し
ます。
○二番 (松本平九郎君) 自席より 今の局長から地断法明けの予定と
その点に對しては下で時間が非常に少ないので完全には答分
が下だけはいといふことでございます。今後は局長の施政方
針に私は期待いたしましたと思ひます。それから横田基地の件に
つては安保条約がありまして下で変更がほしい問題です。かり
いふかその点には今後の問題に努力して下で下したいといふ

きよ正
きよ正

だけで私の質問に對して酬得いたしました。

○三番 (植野鉄之助君) 下で下の子の松本議員に對するご答分に對し
まして関連質問をいたしました。松本議員のオミツの横田基

地と福生島の件でございますが、この二箇所に對しては私
は既に當を得た質問と思ひます。手前二れに對しては局長
のご答分も適切に答分下と思ひます。しかしながら私は
昭和三十一年におきましてこれと同じやうな議案が直前にた
したことがござります。申しあげるまでもなくF4の移駐の
問題でございます。この時におきましてわれわれ議案が徹夜
の議案までいたしました。あるいは板橋までいこうといふ段階
まで下りました。今後F4が移駐される問題につきま

してはすでに昭島市の議会におきましてでも反対決議をいたして
おります。ゆえに隣接の福生島議会におきましてもおそらく
に呼びかけてくるものと考へらると思ひます。局長も非常
に心配していることとござります。今後二のやうなことが下
いまして下らばいち早く適切に措置を局長にお願ひする

ものでござります。以上でござります。

・局長（佐川常太郎君）お説のとおりにいたします。ありがとうございます。

・議長（田村匡雄君）つぎに十四番末次性男議員よりお願いいたします。

（十四番末次性男君登壇）

十四番（末次性男君） 本議会におきまして一般質問をする機会を得まして、これは私の最も喜びとするところでござります。質問は二つござります。下は、松本議員の質問に対する局長の回答に若干出て参りまして、それと私の変更した角度より質問をいたしました。存する資料でござります。その第一点は、基地交付金の増額要求に関する件でござります。申すまでもなく、戦後日本相互防衛の名のもとにおきまして、日本全土にわたってその用地に膨大な用地を供用されているのであります。したがって、これが福生財における横田基地は全国数ある中でも優秀な基地であり、戦略的に大重要拠点として、格別な扱いを受けるべきものであるものでござります。その面積は、土地の狭いゆえに福生財がその広大な面積を格別な扱いを受けております。これは、すなわち土地の価値を格別な扱いを受けており、そのゆえに、基地交付金は、一割をもち得ません。一か所にのみあり、ある基地交付金は、一割をもち得ません。比較して、下は、タバコ消費税より五割も低い額でござります。もしこれが民間企業より固定資産税として算出いたしますと、たゞらば約二倍半という高額に達するものと思われるのでござります。また、この基地施設と民間施設を同一視することはいささか難点があり、まして、この問題はいささか福生財に止まるもので、ほく、基地をひかえて、市町村の共通の問題であり、まして、一軒一々にして、これが商売する解決を得られることは、容易ではないことは、理解できるものであります。一か所は、たゞらば、理事者は、施設と関係が、自衛隊と、いろいろ緊密な連絡のもとに、おき、たゞらば、努力を重ねて、一般財源の増収を、ほく、地元市民の福祉のために還元することは、極めて肝要であると、痛感するものであります。



この点につき、予て財長のお考えを伺い下りと思つたものでござります。また今後どのような形が努力をほりわけてきたか、予て今後どのような手段でもって活動されるお考えでいるのか合せてお尋ねする次第でござります。質問のオニであり予すが今までの二質問と重複するところがあり予下はうばありかじめ二了承を賜り下りとなざる次第でござります。オニ点は財長はかねがねわが福生財は現在お子に将来を通して進むべき道は一般消費都市としていく以外にないと思つております。福生財における諸般の状況を総合判断し下し予す時に私も予つてく同一の見解をもちまのであります。一かしはがうにわが下めにほすがオニに税力のある消費人は増加をほかることが幾分下りたは必要條件となってくるのであります。この問題につき予すが予つきの諸点をあきねする次第でござります。そのオニは財長は田代、アパートの誘致の考えをもておられるかというか、具体案があり予下はうばお尋ねし下し予す。オニは各商店街周辺にのほり予と予下は田代が点にしており予すがこの点に小規模の

田代、アパート予下はオニ種補償住宅を誘致するお考えがはいかというものであります。一種補償住宅を田代に誘致する計画につき予ては頼吉お財長から熱心に補にうて運動され、ある程度の具体化をみていた予うであります。この点についても財長のお考えを合せてお尋ねする次第でござります。以上でもそれ私の質問を終ります。

○財長（石川常太郎君） 二分半申しあげます。最初の基礎金は金の増額要求でござります。四十二年度はこれに対する国の総額が十七億でござります。四十二年度が十五億、四十三年度が十四億でござります。いくぶんかづつ上りきておるわけにござります。

国の総予算が本年度は十七億でござります。私もまた変更を願つてござります。二十五百七十万はという四十一年度の決算にはうあるわけにござります。四十二年度の二十五百七十万もあとい下りたはうば日本では一番額が多くなりわけにござります。いくらでも大変なはいわけにござります。この十七億のわがみです。い十%というものは固定資産でわけ予して残り二十%というものは懸念とい

ういう組織のもとに運営されてゐる。と云ふことを承りまして、標合
あることに強かに文任金の獲得に一段の之努力をお願いいたしと
思ひます。つきに一つだけお尋ねいたしませんが、柳屋のいぬやる
一種柳屋住家と云ふものを福生町に仮に譲渡するといひたいです。ほ
うはこれは田地あるいはアパートであらばもちろん福生町にとそ有
利であると思ひますけれども、先程申しあげました二種住家
と云ふものは町にとりまして有利であるか、不利であるか全般に
に考へてその点だけをお願いいたしします。

○町長(石川常太郎君) 素直に申しあげまして、仮役場といひたいして
は不利と思ひます。

(つづ解と呼ぶ者あり)

○議長(田村匡雄君) つぎに七番仲沢議員からお願ひいたしします。

(七番仲沢弘之君登壇)

○七番(仲沢弘之君) 町理事者はじめ職員各位にたいしては日夜
町政のために之精勵を盡してありまして、これを厚くお礼申しあげ
ます。と同時に参考のため一つだけお尋ねいたしします。

去る八月の臨時会におき水道組合より水道事業会計に繰入
れられまして千三百万円の金は現金、定期、普通預金のほか
お尋ねいたしします。また水道加入者組合が独自の会計
報告をするだけの財産があるのは役場とどのやうな仕組みに
なつて生じたのかお尋ねいたしします。とともに水道事業に
功績のある組合でありますが、近き将来解散のあり財産の
使用目的の権限が組合側にあるやうに思ひます。この点も合
せてお尋ねいたす次第でございます。つきに福生町の水道に
加入者組合の会計決算書の一部を讀みあげて報告いたします。
昭和四十一年度福生町水道加入者組合会計決算書、収入の繰
越金百四十二万五千四百四十七円、内訳、定期百二十万、
普通預金二十二万五千四百四十七円、利子三十五万二千三百五十三
円、定期、利子の内訳は二十六万九千二百二十六円、普通預金
八万三千四百二十七円、その他の収入が九千円、合計百七十一万七千
円と存しております。支出の面では会議費三十二万四千四百三十一円、
役員会おしり給付金期、印刷費八千五百円、内訳、領収書

印刷代その他二万二千円、合計三十五万三千九百三十八円が支費でござります。差引き収入残高が百四十三万三千六十二円とござります。以上とござりますことと報告申しあげます。

。水道課長(佐川常太郎君) 二番弁事しあげます。手元返還金の業務が全部終了しておりませんので、なるべく早く返金を完了いたし、手元解散すべきが至当と考へております。その他細部につき、手元水道課長より答弁申しあげます。

。水道課長(生子国利君) 下だり手の二番向にござりますことと二番弁事しあげます。水との関係につき、手元は今までの加入者組合の意思に基き、手元その分下りて事務費として、加入者組合として入るもの、ござります。その組合の財産処分につき、手元現在百四十万あります。二れにつりては十九件ばかりの加入金の返済がござります。従い、手元二の返済と同時に下だり手財長より話しがあり、手元とあり組合を解散するといふことにござります。現在の二の加入金につき、手元しても二の加入金の利子収入から生れ下り、見解ですが、今手

元の人件費等を考へ、手元現在まで差引きし、手元百四十万というものが残るわけ、ござります。この処分という問題につき、手元水も関係を考へ、ござります。従い、手元経費につき、手元は再算定をしまして、一応役員等と協議いたし、手元異議のはいふ処分した方がおりと考へております。

。七番(仲次弘之君) 大体了承したのですが、賢明な役員諸氏の中心にも早期解散すべきであるという意見が出て、いること、下りては加えて、おき下りと思ひます。

。八番(佐川常太郎君) ありがたうござります。手元。先程申しあげ、手元下り手元方法で進めたいと思ひ、ござります。

。議長(田村匡雄君) つぎに十番川村匡雄議員より願ひます。

(十番川村匡雄議員登壇)

。十番(川村匡雄君) 健全財政の第一歩を踏み出す時に、当り水道計画、おき、他の点につりて質問いたし、手元。私は質問の第一として水道の水道計画につりて質問する予定でござります。手元が先程水道課長の答弁で、よくわかり、手元下り、手元二の質問